

事業系一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用の改定について

1 はじめに

事業系廃棄物処理手数料等の改定については、千歳市一般廃棄物処理基本計画において、「減量化と資源化の動機付け及び排出者責任の明確化を目的として、処理手数料は、基本的に5年ごとに検討していく」としており、また、前回の改定（平成31年4月）から5年後の令和6年4月に向けて、処理手数料の見直しを検討する時期となっていたが、新型コロナウイルスの影響による事業活動の縮小や近年の物価高騰などの社会情勢を考慮し、検討時期を1年延期しました。

【手数料改定時期】

	算定期間	検 証
家庭廃棄物	令和元年度から令和5年度（5年間）	令和7年度
事業系一般廃棄物	平成29年度から令和4年度（6年間）	令和6年度
産業廃棄物		

2 ごみ処理の現状

本市の廃棄物処理は、家庭から排出される家庭廃棄物、事業活動に伴って生じた事業系一般廃棄物、また、一般廃棄物と併せて処理可能な木くずや繊維くず、動植物性残さ等の産業廃棄物7品目について受入れ、処理を行っています。

令和4年度の廃棄物搬入量は、下表の「ごみ搬入量の推移」に示すとおり、事業系一般廃棄物は11,863.2t、産業廃棄物は、563.8t、家庭廃棄物は、17,547.3t、全体で、29,974.3tとなっています。

【ごみ搬入量の推移】

(単位：t)

年度 項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業系一般廃棄物	14,489.9	15,333.0	15,052.5	11,315.1	11,141.7	11,863.2
産業廃棄物	620.1	797.7	546.0	549.6	540.5	563.8
小 計	15,110.0	16,130.7	15,598.5	11,864.7	11,682.2	12,427.0
家庭廃棄物	16,809.5	16,990.1	17,130.3	18,075.4	17,809.8	17,547.3
合 計	31,919.5	33,120.8	32,728.8	29,940.1	29,492.0	29,974.3

令和4年度の廃棄物処理経費の総額は1,873,875千円であり、その内、事業系廃棄物及び産業廃棄物の処理に要する費用は、下表の「処理経費と歳入・負担割合の推移」に示すとおり、事業系一般廃棄物の処理費用が556,821千円、産業廃棄物の処理費用が26,463千円であり、合計は、583,324千円となっています。

処理手数料等については、「事業系一般廃棄物処理手数料」が180円/10kg、「産業廃棄物処理費用」が250円/10kgであり、歳入については、「事業系一般廃棄物処理手数料」として213,537千円、「産業廃棄物処分費用」が14,148千円、合計は、227,685千円となっており、事業系一般廃棄物等処理経費の約4割であり、その他は市負担となっています。

【処理経費と歳入・負担割合の推移】

(単位：千円)

年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
項目							
事業系 一般廃棄物	処理経費	478,236	476,991	477,485	416,972	428,227	556,821
	収入	173,875	183,981	266,394	203,681	200,541	213,537
	割合	36%	39%	56%	49%	47%	38%
産業廃棄物	処理経費	20,466	24,815	17,320	20,253	20,774	26,463
	収入	10,647	13,672	13,757	13,850	13,578	14,148
	割合	52%	55%	79%	68%	65%	53%
計	処理経費	498,702	501,806	494,805	437,225	449,001	583,324
	収入	184,522	197,653	280,151	217,531	214,119	227,685
	割合	37%	39%	57%	50%	48%	39%

※ 処理経費は、総処理経費を各廃棄物量により按分して算出。

割合＝歳入÷処理経費

3 改定理由

(1) 千歳市一般廃棄物処理基本計画における令和12年度の数値目標の達成に向けた廃棄物の減量化及び資源化推進の動機付けとします。

※廃棄物の減量目標：令和12年度までに平成14年度の実績に比べ23%以上減量
(家庭廃棄物：16%、事業系一般廃棄物：11%、産業廃棄物：88%の減量)

(2) 処理経費と処理手数料の格差の是正及び受益者負担の適正化を基本とし、近隣の他市における状況も勘案のうえ、事業系一般廃棄物は処理原価の75%を、産業廃棄物処分費用は100%を相当額として、受益者負担の適正化を図るため改定するものであります。
※目標とする処理原価の比率は、平成21年度以降の審議会において同比率が妥当とされています。

4 ごみ処理原価

事業系廃棄物の処理原価は、破碎部門、焼却部門、埋立処理部門の費用合計をごみ処理量で除した額であり、平成 29 年度から令和 4 年度までの 6 年間の平均額が、1 t 当たり 36,344 円となります。

【処理原価の推移】

(単位：円/ t)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	平均
33,005	31,109	31,721	36,851	38,435	46,940	36,344

5 処理手数料の算定

今回の改定においては、令和 2 年度から令和 4 年度のごみ搬入量が新型コロナの影響による事業活動の縮小等に伴い極端に減少していることから、平成 29 年度から令和元年度の平均を補正の値として処理原価を算定し、事業系一般廃棄物処理手数料を処理原価 75%相当額の 240 円（引上額 60 円、引上率 33%）、産業廃棄物処分費用を 100%相当額の 320 円（引上額 70 円、引上率 28%）とします。

【コロナの影響を考慮した補正後のごみ搬入量】

(単位：t)

年度 項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
事業系一般廃棄物	14,489.9	15,333.0	15,052.5	14,958.4	14,958.4	14,958.4
産業廃棄物	620.1	797.7	546.0	654.6	654.6	654.6
計	15,110.0	16,130.7	15,598.5	15,613.0	15,613.0	15,613.0

【補正後の処理経費】

(単位：千円)

年度 項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
事業系一般廃棄物	478,236	476,991	477,485	477,571	477,571	477,571
産業廃棄物	20,466	24,815	17,320	20,867	20,867	20,867
計	498,702	501,806	494,805	498,438	498,438	498,438

【処理原価】

(単位：円/ t)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	平均
補正後	33,005	31,109	31,721	31,925	31,925	31,925	31,935
(補正前)	(33,005)	(31,109)	(31,721)	(36,851)	(38,435)	(46,940)	(36,344)

【ごみ処理手数料の改定案】

(円/10kg)

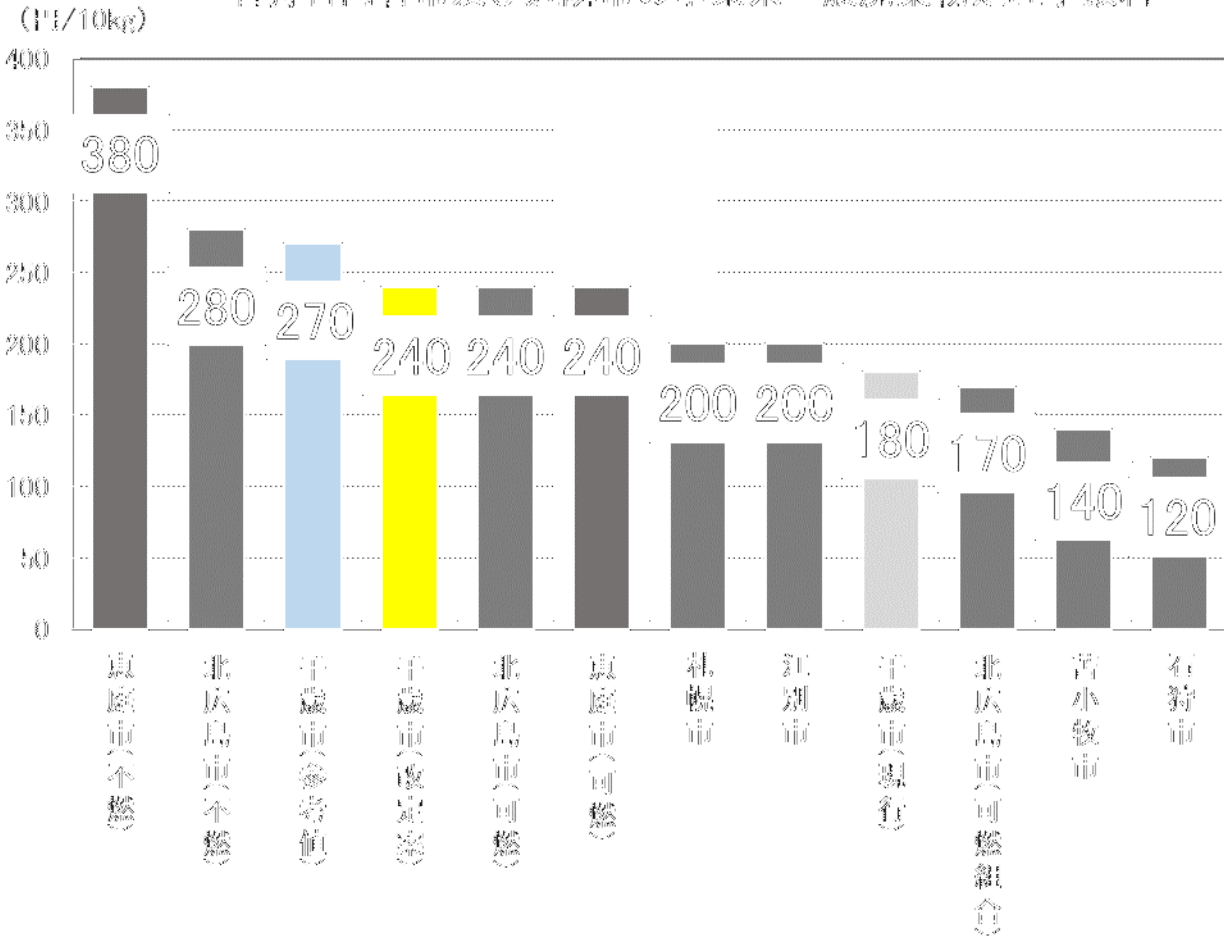
項目	現行額	改定案(補正後)	参考(補正前)
事業系一般廃棄物 処理手数料	180 円	処理原価 75%	処理原価 75%
		240 円	270 円
		引上額 60 円	引上額 90 円
		引上率 33%	引上率 50%
産業廃棄物 処分費用	250 円	処理原価 100%	処理原価 100%
		320 円	360 円
		引上額 70 円	引上額 110 円
		引上率 28%	引上率 44%

(1 円の位を四捨五入)

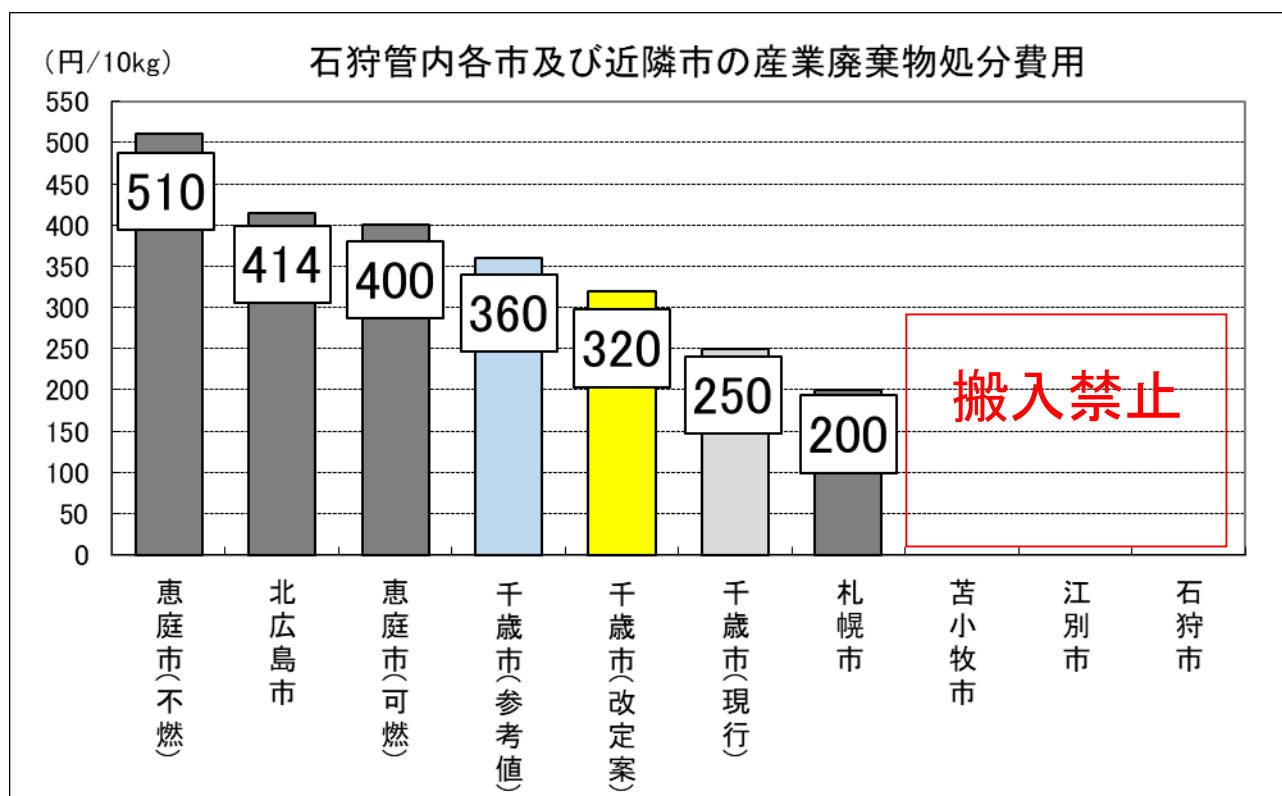
6 近隣市等の状況

(1) 事業系一般廃棄物

石狩管内各市及び近隣市の事業系一般廃棄物処理手数料



(2) 産業廃棄物



(3) 道内都市の平均額 (10kg 当たり) 及び最高・最低額

項目	道内都市の平均額	最高額	最低額
事業系一般廃棄物 処理手数料	121 円	380 円 (恵庭市：不燃)	50 円 (室蘭市・伊達市)
産業廃棄物 処分費用	232 円	510 円 (恵庭市：不燃)	126 円 (根室市)

(4) 石狩管内各市の平均額 (10kg 当たり) 及び最高・最低額
(札幌市、江別市、恵庭市、石狩市、北広島市)

項目	石狩管内各市の平均額	最高額	最低額
事業系一般廃棄物 処理手数料	228 円	380 円 (恵庭市：不燃)	120 円 (石狩市)
産業廃棄物 処分費用	381 円	510 円 (恵庭市：不燃)	200 円 (札幌市)

7 改定案及び改定の効果

(1) 改定案

	現行額	改定額	備 考
事業系一般廃棄物 処理手数料	180 円/10kg	240 円/10kg	
産業廃棄物 処分費用	250 円/10kg	320 円/10kg	(北海道循環資源利用促進税または相当額を加算した額) 焼却対象ごみ 321 円 40 銭 破碎対象ごみ 330 円 埋立対象ごみ 320 円及び循環税 10 円

※平成 18 年 10 月から施行されている北海道循環資源利用促進税（以下「循環税」という。）導入により、排出事業者は、産業廃棄物 1 t につき 1,000 円が課税されることから、焼却及び破碎対象の産業廃棄物には、改定額にそれぞれ 1 円 40 銭、10 円の北海道循環資源利用促進税相当額が上乘せられ、埋立対象の産業廃棄物には、10 円の北海道循環資源利用促進税が別途課税される。

(2) 改定の効果

事業系一般廃棄物は、破碎対象ごみについて、令和 4 年度の分別調査結果（破碎物対象ごみ）における資源物（鉄・アルミ）組成率 7.8%を減量可能と想定し、また、産業廃棄物については、搬入量の 42%が処分費用の安価な民間処理施設に搬入され、適正に処理されると想定しています。

項 目	事業系ごみ	産業廃棄物	計
令和元年度搬入量	15,052 t	546 t	15,598 t
改定後の搬入量	14,860 t	317 t	15,117 t
減 量 率	1.2%	42%	3.1%
減 量 効 果	△192 t	△229 t	△421 t

※ 事業系一般廃棄物の減量効果（破碎対象ごみ） $2,472 \text{ t} \times 7.8\% = 192 \text{ t}$

歳入見込額

(単位：千円)

項 目	事業系一般廃棄物	産業廃棄物	計	
令和 4 年度歳入	213,537	14,148	227,685	
改定	歳入見込額	284,716	18,041	302,757
	増 減 額	71,179	3,893	75,072

8 改定実施予定年日

令和7年4月1日より

9 今後の改定方針

ごみ処理経費やごみ処理量の推移を把握するほか、道内都市及び石狩管内各市の処理手数料等の実態調査による動向にも配慮しつつ、5年を目途に処理手数料の検証を実施した上で、必要に応じて改定を行います。